

軽米町立軽米中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(2) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(3) 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。

また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を見る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

2 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 基本方針

- ①全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進し、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- ②学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。
- ③生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- ④いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じるとともに、特にスマートフォンや携帯電話等の機器を使ってインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策については別に項目を設けるものとする。

(2) いじめに対する基本的な対策

①組織に関すること

ア 基本方針の履行に中心的役割を担う校内いじめ防止対策会議を設置する。

校内いじめ防止対策会議

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

イ 校内いじめ防止対策会議の主な活動は以下のとおりである。

- 「学校生活実態調査」アンケートの実施
- いじめに関する教職員研修の立案・実施
- その他いじめ防止・早期発見早期対応・解決・再発防止等について必要な事項

②予防に関すること

ア 学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。

イ 生徒の変化を適切にとらえるために、毎学期「学校生活アンケート」を実施するとともに、毎日記載する「生活記録ノート」の有効活用を図るものとする。

ウ 保護者からのアンケートを年1回実施する（毎年11月末）。

- エ 教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかにいじめ対応委員会を開催し、その情報を管理職及び全学年で共有するものとする。
- オ 生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- カ 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- キ 教育相談活動の充実を図る。

③生徒の取り組み

- ア 生徒会による「ハートフル宣言」に関する取り組みを行う。
- イ 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取り組みを行う。

④教職員研修

いじめ防止などのための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止などに関する教職員の資質向上を図る。実施時期は8月、1月の年2回とする。

⑤対応に関すること

- ア ささいな兆候や懸念、訴えを見逃さず、いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図ること。
- イ 常に被害者の立場に立った対応を心がけること。
- ウ 学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。

認知した教職員

↓ (報告)

学年主任・学級担任 (事実確認と指導・保護者への連絡)

↓ (指導の経緯と方針を報告：文書にて)

生徒指導主事

↓ (報告)

主幹教諭・副校長・校長 (対応の方針を確認し、指示する)

- エ 対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

段階	留意点
事実把握	○正確で偏りのない事実調査 ○全体像の把握 ○管理職への速やかな情報の報告
方針決定	○対応方針の明確化 ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
指導支援	○被害生徒の心情理解 ○原因の把握 ○加害生徒の反省 ○被害生徒，加害生徒の融和 ○当事者保護者への報告と支援・協力
継続支援	○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者，保護者への継続支援や連絡

⑥相談に関すること

- ア 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
 - ・教育相談活動の充実を図る。三者面談、二者面談の定期的な開催
 - ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用することにより幅広い情報収集に努める。
 - ・学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。

⑦連携に関すること

- ア 三者面談、PTA活動及び部活動の保護者会などあらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図るものとする。
- イ 学校だよりや学年通信、学級通信等を通じた適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- ウ 学校警察連絡協議会を定期的を開催することにより、関係機関との連携を十分に深めておくものとする。

⑧啓発に関すること

- ア 授業参観時などを活用し、保護者への啓発活動に努めるものとする。
- イ いじめ防止の教育については、道徳や特別活動をはじめ全教育活動を通じて行っていく。
- ウ いじめに関する事例研究会を開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

スマートフォンや携帯電話等を使ってインターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

①学校で行われる対策（予防・対応・啓発）

- ア 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- イ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込みを禁止する。

②家庭に対して行われる対策（連携・啓発）

- ア 生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の所持については望ましくないという学校の方針の理解に努める。
- イ 生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。ただし、問題が発生した場合は学校と家庭が連携して対応する。
- ウ SNSへの書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、年度初めのPTA総会や学年懇談会の時に保護者への啓発活動を行う。

③発生時の対応について（組織・啓発）

- ア 教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- イ 被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

(4) 重大事案への対応について

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- ①すみやかに軽米町教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ②被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障をきたす場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- ③加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障をきたす場合は、加害生徒の今後について教育委員会と協議する。

(5) いじめ防止等のための年間計画

いじめ防止等のための年間計画				
	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携	その他
4月	○学級開き, 学年開き	○身体測定	○授業参観 ○PTA総会 ○登校指導	○生徒指導方針の確認(職員会議) ○家庭環境調査票の整理
5月		○「学校生活アンケート」 (いじめアンケート)		
6月		○教育相談機関		○HyperQ-Uテスト① ○小中連絡会
7月	○校外学習(1, 2年)		○三者面談	
8月		○身体測定		○いじめに関する事例校内研修会(年1回)
9月	○職場体験学習(2年) ○校外学習(1, 3年)	○「学校生活アンケート」 (いじめアンケート)		
10月	○思春期講座(3年) ○思春期講演会(2年)		○登校指導	
11月		○教育相談機関 ○いじめアンケート(保護者用)	○町学校一斉公開日(授業参観)	○HyperQ-Uテスト②
12月			○三者面談	
1月		○身体測定	○授業参観	○いじめに関する事例校内研修会(年1回)
2月		○「学校生活アンケート」 (いじめアンケート)		
3月	○ハートフル宣言集会			○小中連絡会
	日常の取り組み	○道徳授業の実践	○健康観察の実施 ○生活記録ノート ○SCによる相談 ○教育相談委員会(校内)での共通理解	

付記 平成26年 4月策定
 平成27年10月改定
 平成29年 4月改定
 平成30年 3月改定
 令和 3年 3月改定